

## 愛媛県総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、愛媛県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、知事が招集し、議長となる。

2 知事は、会議を招集する場合には、会議開催の日時及び場所並びに会議において付議すべき事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって知事及び教育委員会が合意したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について協議又は調整を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(議事録)

第4条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により会議を公開しないこととした部分については、この限りでない。

(事務局)

第5条 会議の事務局を教育委員会事務局管理部教育総務課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

## 愛媛県総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、必要事項を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険と認められる物品を所持する者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状のいかんを問わずこれらのものを所持する者
- (4) 前各号のほか、議長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限等)

第4条 議長は、傍聴席が満席となったときは、新たな傍聴を制限し、又は拒否することができる。

(傍聴人の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (2) 私語、雑談、拍手等をしないこと。
  - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
  - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
  - (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 議長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、直ちにこれを制止し、その命令に従わない者を退場させることができる。

(退場)

第6条 傍聴人は、前条第2項の規定により退場を命ぜられたとき又は会議が非公開を宣告したときは、直ちに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 前各条に規定するもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年5月26日から施行する。